

公 示 送 達 書

下記の書類は、地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達します。

なお、同法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、送達する書類は名取市役所総務部税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 6 月 24 日

名取市長 山田 司郎



送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称・事業所名等	備 考
差押調書（謄本）	遠藤 和江	

(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。